

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 平成28年度 第4四半期（平成29年 1月～ 3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		12	隔週	26	9
果実類		-	-	-	-
きのこ・山菜類		3	月1回以上 (山菜・野生 きのこは適 宜)	55	44
畜産物	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵, 原乳	6	月1回以上(牛 肉は毎日, 馬 は適宜)	6,000	44市町村
野生鳥 獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1市
穀類					
海産魚 種	海産魚種	70~100	週1回	400~500	3海域
	内水面魚種	8~15	週1回	40~60	霞ヶ浦・北浦 他5水系
その他	茶	-	-	-	-
小計		100~137		6531~ 6651	
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	月2回	16	
計		110~147		6547~6667	

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 平成28年度 第4四半期

※	種 類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)
1. 野菜類							
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	○	○	○	ホウレンソウ:常総市他、コマツナ:常総市、リーフレタス:結城市、チンゲンサイ:常総市	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	結球葉菜類(キャベツ等)	○	-	○	レタス:桜川市他、ハクサイ:結城市	通年	
	果菜類(トマト等)	○	○	-	キュウリ:筑西市他、トマト:龍ヶ崎市、イチゴ:茨城県	通年	
	茎菜類(セロリ等)	○	○	-	セルリー:境町、ネギ:常総市	通年	
	根菜類(ダイコン等)	-	-	-		通年	
	多年生の野菜(アスパラガス等)	-	-	-		通年	
	ハーブ類等(セリ等)	-	-	-		通年	
	花蕾類(カリフラワー等)	-	-	○	カリフラワー:境町	通年	
未成熟豆類(エダマメ等)	-	-	-		通年		
2. 果実類							
D	ベリー類(ブルーベリー)	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	かんきつ類(ミカン・ユズ)	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	クリ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	カキ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	ウメ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	ブドウ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	キウイフルーツ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	リンゴ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
ナシ	-	-	-		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う	
3. きのこと山菜類							
A	原木きのこ	○	○	○	44市町村		出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
A	原木しいたけ	○	○	○	31市町村		出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
A	野生きのこ類(チチタケ等)	○	○	○	43市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
	山菜類(タケノコ、こしあぶら、たらのめ等)	○	○	○	44市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
4. 畜産物							
D	乳	○	○	○	笠間市、常総市	通年	クーラーステーション(笠間市、常総市)単位で月に1回以上検査
	牛肉	○	○	○	全県域	通年	全頭検査
	鶏肉、鶏卵、豚肉	○	○	○	主要産地等の市町村	通年	県内全域で月1回以上検査
	馬肉	○	○	○		通年	出荷時に検査
5. 野生鳥獣の肉							
A	イノシシ肉				捕獲時に適宜検査 石岡市	通年	本県の出荷・検査方針に基づき実施
6. 穀類							
D	麦						
	米						
D	ソバ						
D	大豆						
D	小豆						
	落花生						
7. 海産魚種							
B	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然ウナギ、天然アメリカナマス)	通年	
C	海産魚介類	○	○	○	県内海域(ヒラメ、カレイ類、ソイ・メバル類その他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(天然ウナギ他)	通年	
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(シラス、イカ・タコ類その他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
8. その他							
D	茶						
D	生鮮品又は加工品	○	○	-	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品(飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品)を月2回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの
C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自治体において計画的に実施するもの